

# 車両系建設機械運転技能講習（3トン以上）

（整地・運搬・積込み用及び掘削用）

## 開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

（第2-5号 有効期間満了日 令和6年3月30日）

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7 大樹生命静岡駅前ビル12階

TEL (054) 255-1080 FAX (054) 272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

労働安全衛生法の定めにより、機体重量3トン以上の車両系建設機械で次の機種の場合は、技能講習を修了した者でなければ、運転できないことになっております。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (イ) ブルドーザー     | (ト) パワー・ショベル        |
| (ロ) モーター・グレーダー | (チ) ドラグ・ショベル（バックホー） |
| (ハ) トラクター・ショベル | (リ) ドラグライン          |
| (ニ) ざり積機       | (ヌ) クラムシェル          |
| (ホ) スクレーパー     | (ル) バケット掘削機         |
| (ヘ) スクレープ・ドーザー | (ロ) トレンチャー          |

当支部では、静岡労働局長の登録を受け、実技を伴う標記の技能講習を大型特殊自動車免許を有する者等を対象とする、一部免除の講習として下記の日程で開催いたしますので、該当者は多数受講くださるようご案内申し上げます。

記

### 1. 講習開催日及び会場等

- (1) 日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 講習会は、午前8時55分より開催いたしますので、午前8時45分までに集合してください。
- (3) 実技会場は、都合により変更することがありますので、会場の略図及び受講心得等は、学科受講日にお渡しします。

## 2. 講習の科目及び時間

区分	科目	講習時間
学科	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	5時間
	運転に必要な一般的事項に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
実技	作業のための装置の操作	5時間

## 3. 受講対象者

この講習会の受講対象者は次のとおりです。

- (1) 大型特殊自動車免許を有する者。
- (2) 大型、中型、準中型、普通自動車免許のいずれかを有し、機体重量3トン未満の小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育を修了し、業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者。
- (3) 不整地運搬車運転技能講習を修了した者。

## 4. 講習会費（消費税10%込み）

受講料	テキスト代	昼食代	合計
44,000円	1,716円	2,442円 (3食分)	48,158円

## 5. 受講申込手続

- (1) 受講申込書(A4版)及び受講票に必要事項を記入し、写真(2枚)を貼付して、予約後10日以内に建災防支部に申込書の送付及び講習会費の送金をしてください。
- (2) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したもの。  
(※サイズは縦3cm×横2.5cmでカラーコピー等によるものは使用できません。)
- (3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。

- (5) 受講申込書には、大型特殊自動車免許証のコピーを添付してください。又は小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育修了証及び大型、中型、準中型、普通いずれかの自動車運転免許証のコピー、かつ証明書欄に業務に従事した期間を記入してください。
- (6) 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに( )付でご記入ください。
- (7) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (8) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。
- (9) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

## 6. 受講料の支払

銀行振込み又は、現金書留で送金してください。

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注－1 名義人は、**建設業労働災害防止協会静岡県支部(ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイズオカケンシブ)**又は略称 建災防静岡県支部 (ケンサイボウシズオカケンシブ)

注－2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。  
領収証は受講票と併せて送付させていただきます。

## 7. 受講時の注意

- (1) 学 科 当日は受講票・筆記用具を持参してください。
- (2) 実 技 (イ) 作業衣・保護帽・安全靴・軍手を用意し、受講票・筆記用具を持参してください。  
(ロ) 雨天に備え、カッパの用意をしてください。  
(ハ) 教官・指導員その他係員の指示に従い、不安全な行為等しないこと。

## 8. 助成金について

この講習は、人材開発支援助成金の支給対象となります。

助成金の申請をされる場合は内訳の記載された領収書が必要になりますので、受講料は現金でお支払いください。

手続き方法については、当支部ホームページをご覧ください。

※助成金制度に関する問合せ先 厚生労働省 静岡労働局 職業対策課(分室) 建設担当

Tel054-271-9970

## 9. そ の 他

- (1) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (2) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了試験を受けることができません。
- (3) 受講票は全講習が終了するまで汚損紛失しないようお気を付けてください。
- (4) 修了証は学科と実技の修了試験合格者に交付します。
- (5) 修了証の交付は、講習終了後3週間以内に所属事業所あてに郵送等で行います。